

協議第 29 号

各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その 1）について

各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その 1）について、次のとおり確認を求めらる。

平成 15 年 7 月 25 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その 1）について	
1	防災会議及び地域防災計画 防災会議については、合併時に新たに設置する。 地域防災計画については、新市移行後速やかに作成する。
2	水防協議会及び水防計画 水防協議会については、合併時に新たに設置する。 水防計画については、新市移行後速やかに作成する。
3	防災行政無線 県地上系及び衛星系防災行政無線については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 移動系及び地域防災行政無線については、新市移行後速やかに調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その1）	細項目	消防防災関係		
事務事業名	防災会議及び地域防災計画	専門部会名	総務部会	分科会名	消防・防災分科会
調整方針	防災会議については、合併時に新たに設置する。 地域防災計画については、新市移行後速やかに作成する。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町		
<p>【防災会議】</p> <p>根拠 西条市防災会議条例 名称 西条市防災会議 所掌事務 地域防災計画の作成及び実施の推進 災害発生時の情報収集等 その他法令に基づく権限に属すること</p> <p>委員構成 会長 市長 委員 愛媛県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者（3人） 愛媛県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者（1人） 市長がその内部の職員のうちから指名する者（5人） 教育長 消防長及び消防団長 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者（5人）</p>	<p>【防災会議】</p> <p>根拠 東予市防災会議条例 名称 東予市防災会議 所掌事務 （西条市と同じ）</p> <p>委員構成 会長 市長 委員 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者（1人） 愛媛県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者（3人） 愛媛県警察官のうちから市長が委嘱する者（1人） 市長がその内部の職員のうちから指名する者（11人） 教育長 周桑事務組合の職員のうちから市長が委嘱する者（1人） 消防団長 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者（3人）</p>	<p>【防災会議】</p> <p>根拠 丹原町防災会議条例 名称 丹原町防災会議 所掌事務 （西条市と同じ）</p> <p>委員構成 会長 町長 委員 指定地方行政機関その他の公益的事業を営む法人の職員のうちから町長が委嘱する者（1人） 愛媛県知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者（3人） 愛媛県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者（1人） 町長がその内部の職員のうちから指名する者（10人） 教育長 周桑事務組合の職員のうちから町長が委嘱する者（1人） 消防団長 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者（3人）</p>	<p>【防災会議】</p> <p>根拠 小松町防災会議条例 名称 小松町防災会議 所掌事務 （西条市と同じ）</p> <p>委員構成 会長 町長 委員 助役 愛媛県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者（3人） 愛媛県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者（1人） 町長がその内部の職員のうちから指名する者（3人） 教育長 消防団長 周桑事務組合の職員のうちから町長が委嘱する者（1人） 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関のうちから町長が委嘱する者（5人） 陸上自衛隊第2混成団特科大隊の隊員のうちから町長が委嘱する者（1人）</p>	2市2町の委員構成に違いがある。	合併時に新たに設置する。
<p>【地域防災計画】</p> <p>名称 西条市地域防災計画 目的 地域の防災対策について定め、これを推進することにより、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉に資する。</p> <p>内容 地震災害対策編及び風水害等対策編の2分冊となっており、災害に関する予防対策、応急対策、復旧対策についての計画を策定している。</p>	<p>【地域防災計画】</p> <p>名称 東予市地域防災計画 目的 （西条市と同じ）</p> <p>内容 平成7年度に防災アセスメントを実施平成8年度、一般災害対策編、震災災害対策編、資料編の3編を策定している。併せて防災マップも作成している。</p>	<p>【地域防災計画】</p> <p>名称 丹原町地域防災計画 目的 地域の防災対策について定め、これを推進することにより、町民の生命、身体及び財産を保護するとともに災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉に資する。</p> <p>内容 地震災害対策編、一般災害対策編及び資料編で構成されており、災害に対する予防対策、応急対策、復旧対策についての計画を策定している。</p>	<p>【地域防災計画】</p> <p>名称 小松町地域防災計画 目的 （丹原町と同じ）</p> <p>内容 地震災害対策編及び風水害等対策編（未完成）の2分冊となっており、災害に関する予防対策、応急対策、復旧対策についての計画を策定している。</p>	新市の地域防災計画を早期に作成する必要がある。	新市移行後速やかに作成する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その1）			細項目	消防防災関係	
事務事業名	水防協議会及び水防計画			専門部会名	総務部会	分科会名 消防・防災分科会
調整方針	水防協議会については、合併時に新たに設置する。 水防計画については、新市移行後速やかに作成する。					
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【水防協議会】</p> <p>根拠 西条市水防協議会条例</p> <p>名称 西条市水防協議会</p> <p>目的 水防計画の作成 その他水防に関し重要な事項を調査審議する。</p> <p>委員構成 協議会は、会長1名・委員20名以内で組織する。 会長 市長 委員 20名 委員は、水防関係者並びに市議会議員及び学識経験者のうちから会長が命じ、又は、委嘱する。 （助役、消防長、消防団長、部長4名（総務、建設、生活福祉、企画産業）、市議会議員2名（議長、建設消防委員長）、西条地方局建設部長、西条警察署長、愛媛県建設業協会西条支部長、土地改良区理事長8名）</p> <p>会議の開催状況 毎年6月下旬に開催</p>	<p>【水防協議会】</p> <p>根拠 東予市水防協議会条例</p> <p>名称 東予市水防協議会</p> <p>目的 （西条市と同じ）</p> <p>委員構成 協議会は、会長1名及び委員25名以内で組織する。 会長 市長 委員 16名 委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから会長が命じ、又は委嘱する。 （助役、収入役、教育長、周桑消防本部消防長、消防団長、部長級7名、丹原土木事務所長、東予警察署長、市土地改良区協議会長、愛媛県建設業協会周桑支部長）</p> <p>会議の開催状況 毎年6月頃に開催</p>	<p>【水防協議会】</p> <p>根拠 丹原町水防協議会条例</p> <p>名称 丹原町水防協議会</p> <p>目的 （西条市と同じ）</p> <p>委員構成 協議会は、会長1名及び委員17名以内で組織する。 会長 町長 委員 15名 委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから会長が命じ、又は委嘱する。 （助役、収入役、周桑消防本部消防長、消防団長、教育長、課長級8名（総務、企画財政、保健福祉、産業、建設、農地整備、水道、学校教育）丹原土木事務所長、東予警察署長）</p> <p>会議の開催状況 毎年6月下旬に開催</p>	<p>【水防協議会】</p> <p>根拠 小松町水防協議会条例</p> <p>名称 小松町水防協議会</p> <p>目的 （西条市と同じ）</p> <p>委員構成 会長は、水防管理者（町長）とする。 委員の定数は、9人以内とする。 会長 町長 委員 8名 委員は、関係行政機関の職員又は関係団体の代表者をもって組織する。 （助役、周桑消防本部消防長、消防団長、課長級3名（総務、建設、産業）、丹原土木事務所長、東予警察署長）</p> <p>会議の開催状況 毎年6月に開催</p>	2市2町の委員構成に違いがある。	合併時に新たに設置する。	
<p>【水防計画】</p> <p>名称 西条市水防計画</p> <p>目的 洪水及び高潮等に際して、県水防計画に応じ水防の完璧を図るとともに、その被害を最小限に抑え、これに備えるために関係機関と密接な連携を図り、水防に必要な人的、物的施設を整備し、これらの具体的な活用方法を定め、緊急措置の適切円滑な実施を期す。</p> <p>水防団は、消防団が兼務</p>	<p>【水防計画】</p> <p>名称 東予市水防計画</p> <p>目的 水防法第25条に基づき愛媛県の水防計画に準じ、洪水又は高潮による水害を警戒防止して、これによる被害を軽減するために、東予市内の河川、海岸等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信及び消防団（水防団）の水防活動並びに水防に必要な資機材、施設の整備と運用、その他水防に関し必要な事項を定め、水防に万全を期す。</p> <p>水防団（西条市と同じ）</p>	<p>【水防計画】</p> <p>名称 丹原町水防計画</p> <p>目的 水防法第25条の規定及び災害対策基本法の趣旨に基づき洪水による水害を警戒、防御して、これによる被害を軽減するため、町内の各河川、溜池及び湖岸等に対する水防上必要な監視、警戒、通信連絡及び避難等の誘導並びに水防に必要な資材、機材、施設の整備と運用を円滑に行うことを目的とする。</p> <p>水防団（西条市と同じ）</p>	<p>【水防計画】</p> <p>名称 小松町水防計画</p> <p>目的 水防法第4条の規定に基づき、愛媛県知事から指定された指定水防管理団体たる小松町が、同法第25条の規定に基づき、小松町の地域にかかる河川、ため池等の洪水等の水害に対処しその被害を軽減することを目的とする。</p> <p>水防団（西条市と同じ）</p>	新市の水防計画を早期に作成する必要がある。	新市移行後速やかに作成する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その1）	細項目	消防防災関係		
事務事業名	防災行政無線	専門部会名	総務部会	分科会名	消防・防災分科会
調整方針	県地上系及び衛星系防災行政無線については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 移動系及び地域防災行政無線については、新市移行後速やかに調整する。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町		
<p>【目的】</p> <p>災害時における情報収集・連絡体制を確保する。</p> <p>【内容】</p> <p>1 県地上系防災行政無線 親機1台（総務課設置） 子機4台（建設課・社会福祉課・農林水産課・総合案内） 一斉受令スピーカー4（総務課・社会福祉課・消防署・宿直室） アンテナ1基 市庁舎屋上設置 無線機・直流電源装置・発電機（市庁舎7階設置）</p> <p>2 県衛星系防災行政無線 防災情報端末2（総務課・消防署） 一斉受令スピーカー2（総務課・宿直室） アンテナ・発電機各1（市庁舎屋上） 端局装置・CSチューナー・回線接続装置各1（市庁舎7階空調室設置）</p> <p>3 市移動系防災行政無線（周波数466.95MHz） 基地局1（10W、市庁舎7階空調室に設置） 子機3（総務課・建設課・水道課） 車載局3（10W、建設課2・水道課1） 携帯局4（1W、総務課）</p>	<p>【目的】</p> <p>災害時における情報収集・連絡体制を確保する。</p> <p>【内容】</p> <p>1 県地上系防災行政無線 親機1台（3F電話交換室） 庁舎用電話交換機への接続により内線電話機から発着信可能（各課接続可）。 一斉受令スピーカー3（3F、2F、2F会議室） アンテナ1基（庁舎屋上設置） 無線機・直流電源装置（5F） 非常用発電機（消防倉庫）</p> <p>2 県衛星系防災行政無線 防災情報端末1（総務課） 一斉受令スピーカー2（総務課・宿直室） アンテナ・発電機各1（庁舎屋上） 端局装置・CSチューナー・回線接続装置各1（企画広報課）</p> <p>3 防災行政無線（地域防災行政無線） （周波数848MHz等、最大30回線、災害時最大60回線） 基地局 東予市役所内（5W） 中継局 河北中学校内1箇所（10W） 遠隔制御装置 庁舎内8箇所 移動局（5W） ・車載型 市10台 消防団39台 計 49台 ・可搬型 市 2台 計 2台 ・半固定型 市19台 地域 8台 計 26台 ・携帯型 市36台 消防団22台 地域13台 計 71台 ・合計 67台 61台 21台 計149台</p>	<p>【目的】</p> <p>災害時における情報収集・連絡体制を確保する。</p> <p>【内容】</p> <p>1 県地上系防災行政無線 親機1台（総務課設置） 子機4台（宿直室・建設課・保健福祉課・農地整備課） 一斉受令スピーカー2（総務課・宿直室） アンテナ1基（町庁舎屋上設置） 無線機・直流電源装置（総務課） 非常用発電機（2階書庫）</p> <p>2 県衛星系防災行政無線 防災情報端末1（総務課） 一斉受令スピーカー2（総務課・宿直室） アンテナ・発電機各1（町庁舎屋上） 端局装置・CSチューナー・回線接続装置各1（総務課）</p> <p>3 町移動系防災行政無線（153.49MHz） 基地局1（10W、総務課） 子機なし 車載局8（10W、指令車・農地整備課・建設課・消防ポンプ車3・消防積載車2） 携帯局6（5W、総務課5・消防団1）</p>	<p>【目的】</p> <p>災害時における情報収集・連絡体制を確保する。</p> <p>【内容】</p> <p>1 県地上系防災行政無線 親機なし 子機3台（住民環境課・産業課・宿直室） 一斉受令スピーカーなし アンテナ1基 町庁舎本館屋上設置 無線機（総務課）、直流電源装置・発電機（放送室）</p> <p>2 県衛星系防災行政無線 防災情報端末1（総務課） 一斉受令スピーカー2（総務課・宿直室） アンテナ・発電機各1（町庁舎本館屋上） 端局装置・CSチューナー・回線接続装置（総務課）</p> <p>3 町移動系無線（周波数146.02MHz） 基地局1（10W、総務課） 子機なし 車載局9（10W・総務課、建設課、産業課、5W・水道課、10W・消防団4、他1） 携帯局9（5W、総務課7・改善センター2）</p>	<p>地上系及び衛星系防災行政無線については、合併後の運用等について県と協議する必要がある。</p> <p>移動系及び地域防災行政無線については、合併後の統合が必要。</p>	<p>新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>新市移行後速やかに調整する。</p>

消防防災関係に関する法令

災害対策基本法

(市町村防災会議)

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

(2~4 省略)

5 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例で定める。

災害対策基本法

(市町村地域防災計画)

第42条 市町村防災計画(市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長、以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は、当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- (3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- (4) 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項

(3~5 省略)

水防法

(目的)

第1条 この法律は、洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

(都道府県の水防計画)

第7条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、都道府県水防協議会にはかつて、当該都道府県の水防計画を定めなければならない。

(2 省略)

(水防計画)

第25条 指定管理団体の水防管理者は、水防協議会を置く指定管理団体にあっては当該

水防協議会、水防協議会を置かず、かつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議を置く市町村である指定管理団体にあっては当該市町村防災会議にはかつて、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、都道府県知事に協議しなければならない。

(水防協議会)

第26条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

(2~4 省略)

5 前各項に定めるものの外、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定める。

例地の事例

〔瑞穂市〕

防災関係事業の取扱い

- (1) 防災行政無線については、合併後当面は現行体制を維持し、新市において周波数の統合を含め、管理運用の統合を図る。穂積町の機器更新整備については、できるだけ早期に実施するものとする。
- (2) 街路灯については、設置費及び修繕費は、新市で負担する。電気料等の維持管理費は、地元自治会負担とする。
- (3) 消火栓設備については、新市の水道事業担当課で設置及び管理を行い、消防法及び同法施行令の設置基準の範囲内で、原則設置するものとする。なお、既存の消火栓を含め、設置及び管理に要する経費は、新市の一般会計で負担する。
また、格納庫、ホース、ノズル等及び消火器の設置については、設置経費は自治会負担とし、その費用の2分の1を補助金として交付する。
- (4) 穂積町の自主防災組織の育成事業については、合併後も継続していく。補助金については、補助方法及び内容について、新市において調整する。

〔山県市〕

防災関係事業

- (1) 地域防災計画については、新市において速やかに策定する。
- (2) 伊自良村及び美山町の防災行政無線（同報系）の運用は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに周波数の統一を図り、遠隔操作設備を市庁舎及び消防本部に整備する。
- (3) 防災行政無線（移動系）の運用については、当分の間は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに3町村の周波数の統一を図るものとする。

〔いなべ市〕

消防防災関係事業

事業の一体性を確立するために、新市において速やかに防災計画を策定する。

〔篠山市〕

防災関係の取扱い

- (1) 防災会議については、合併時に新たに設置し新市において地域防災計画を作成する。
- (2) 水防協議会については、新市において新たに設置し水防計画を作成する。
- (3) 災害発生時の応急対策については、合併時に調整する。